

第十回国会 衆議院 地方行政委員会法務委員会連合審査会議録第一号

昭和二十六年五月十七日(木曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

地方行政委員会

委員長 前尾繁三郎君

理事 河原伊三郎君 理事 野村專太郎君

理事 龍野喜一郎君 池見 茂隆君

大泉 寛三君 門脇勝太郎君

床次 徳二君 久保田鶴松君

法務委員会

委員長 安部 俊吾君

理事 田嶋 好文君 鍛冶 良作君

佐瀬 昌三君 松木 弘君

武藤 嘉一君 上村 進君

梨木作次郎君 世耕 弘一君

出席國務大臣

法務総裁 大橋 武夫君

出席政府委員

国家地方官 齋藤 昇君

国家地方官 齋藤 昇君

国家地方官 齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

齋藤 昇君

いたします。

警察法の一部を改正する法律案

警察法(昭和二十二年法律第百九十六号)の一部を次のように改正する。

「都道府県警察長」を「隊長」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 国家地方警察の警察官の階級は、長官、次長、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查とする。

警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を掌る。

基礎的な警察訓練の過程を経ない者は、これを国家地方警察の警察官として勤務につけることはできない。

警察官の宣誓、教育訓練、礼式及び服制については必要な事項は、国家公安委員会がこれを定める。

第十九条に次の一項を加える。

管区警察学校及び警察大学に在籍する警察官は、五千人を限り、これを第四条第一項の定員の外に置くことができる。

第二十条第一項を次のように改める。

都府県知事の所轄の下に、一の都府県公安委員会を置く。北海道には、道知事の所轄の下に、下部行政区画により、道知事の意見を聴いて国家公安委員会定めると

ころに従い、十四以内の道公安委員会を置く。

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 都道府県知事は、治安維持上重大な事案につきやむを得ない事由があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村警察の管轄区域内における当該事案を国家地方警察に処理させることを当該都道府県公安委員会に要求することができる。

都道府県公安委員会は、前項に規定する要求があつたときは、当該都道府県国家地方警察に当該事案を処理させなければならない。この場合においては、国家地方警察は、第二十七条の規定にかかわらず、その管轄区域外において職権を行うことができる。

前項の場合において、市町村警察が国家地方警察から事案の処理の通知を受けたときは、当該市町村警察は、当該事案の処理については、当該都道府県公安委員会の運営管理に服するものとする。

都道府県公安委員会は、都道府県知事に対して第一項に規定する措置をとることを勧告することができる。

都道府県知事は、第一項に規定する要求をしたときは、当該事案の処理が終了した後すみやかにその旨を都道府県の議会に報告しなければならない。

第二十一条第二項中「警察職員又

は」を「警察職員、検察職員若しくは旧職業陸海軍軍人の前歴のない者又は任命前十年間に改める。

第二十四条第一項各号列記以外の部分に次の但書を加える。

但し、委員は、第二号の場合において、任所を移したために被選挙権を失つても、その任所が同一都道府県の区域内にあるときは、そのためにその職を失うことはない。

第三十条を次のように改める。

第三十条 都道府県国家地方警察に隊長を置く。

隊長は、国家公務員法の規定に基き、警察管区本部長が国家地方警察本部長官の同意を経てこれを任命し、一定の事由により罷免する。

隊長は、都道府県国家地方警察本部の事務を処理する。

第三十五条第一項中「警察長の外、警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查たる」を「隊長の外」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三十六条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同項但書及び同条第二項を削る。

第四十条第一項中(以下市町村という)を削り、同条に次の一項を加える。

前項の規定により告示された町村は、第一項の規定にかかわらず、住民投票によつて警察を維持しないことができ、又、警察を維持しないこととした後再び警察を維持することができる。

第四十条の二 前条第三項に規定する住民投票は、町村議会において警察を維持しないこと若しくは再び警察を維持することを住民投票に付することを議決したとき、又は町村の住民で町村議会の議員の選挙権を有する者が、その総数の三分の一以上の連署をもつて、その代表者によつて当該町村の選挙管理委員会に対してこれを請求したときに行われるものとする。

町村議会の議長は、前項の規定による議決があつたときは、その日から三日以内に、その旨を町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

選挙管理委員会は、前項に規定する議決の通知を受けた日又は第一項に規定する住民投票の請求を受けた日から六十日以内に、これをその町村の選挙人の投票に付さなければならない。

選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを当該町村議会の議長又は当該代表者及び町村長に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

第三項の規定による投票において有効投票の過半数の同意があつたときは、当該町村は、警察を維持しないこと又は再び警察を維持

することを決定したものとす。

前項の規定による決定があつたときは、当該町村長は、国家公安委員会を経てこれを内閣総理大臣に報告しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の報告を受けたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

十月三十一日までに第六項の規定による報告があつた町村については、翌年四月一日にその警察維持に関する責任の転移が行われ

る。

第一項の規定による議会の議決又は代表者による請求は、第三項の規定による投票のあつた日から二年間は行うことができない。

政令で特別の定をするものを除く外、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四條の二から第七十四條の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名に、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)中普通地方公共団体の選挙に関する規定は第三項の規定による投票に、地方自治法第二百五十五條の二の規定は第一項の規定による請求者の署名及び第三項の規定による投票に関する争訟に、これを準用する。

第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は地方自治法第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは同法第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解散の投票と同時にこれを行うことができる。

警察事務を共同で処理する市町

村の組合を組織する町村のいずれかが、第三項の規定による投票によつて警察を維持しないことを決定したときは、その町村は、地方自治法第二百八十六條又は第二百八十八條の規定にかかわらず、警察を維持しないものとなる。この場合の措置について必要な事項は、政令で定める。

第四十三條中「市町村長」を「市及び警察を維持する町村(以下「市町村」といふ)は、市町村長」に改め

る。

第四十六條第二項中「第三十五條第二項及び第三項」を「第十五條の二第一項及び第二項」に改め、同條第三項を次のように改める。

市町村警察職員は、地方的要求に應じてその市町村が条例でこれを決定する。

第五十條第二項中「第三十六條第二項」を「第十五條の二第四項」に改める。

第五十四條の次に次の一条を加える。

第五十四條の二 国家地方警察と市町村警察及び市町村警察は、相互に、犯罪に関する情報を交換するものとする。

第五十五條に後段として次のように加える。

市町村警察吏員も、都道府県公安委員会又は他の市町村公安委員会から援助の要求があつた場合は、その援助を要求した公安委員会の管轄区域内で、当該公安委員会の運営管理の下に、その職権を行うことができる。この場合において、市町村公安委員会が他の市

町村警察に援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を国家地方警察に連絡しなければならない。

第五十五條の次に次の一条を加える。

第五十五條の二 市町村警察の要求によつて国家地方警察の警察職員が援助した場合においては、その援助に要した費用は、国庫の負担とする。

国家地方警察の要求によつて市町村警察職員が、その市町村の区域外において、国家地方警察又は市町村警察を援助した場合においては、その援助に直接要した費用は、国庫の負担とする。

前項の場合において、市町村警察職員がその職務のため傷を受け、若しくは疾病にかかり、又はその傷病に因り退職し、若しくは在職中死亡したときは、これを国家地方警察の警察職員としてその職務を行つたものとみなし、国庫は、その者に国家公務員に対する業務災害補償に適用される法律の規定による補償を行う。但し、その災害については、業務災害補償に関する当該市町村の給付が、国家公務員に対する業務災害補償に適用される法律の規定による額を超えるときは、その者又はその遺族がその差額の支給を当該市町村から受けることを妨げない。

第五十八條中「犯罪行為又はその管轄区域内に始まり、若しくはその管轄区域内に及んだ犯罪並びにこれらに関連する犯罪」に改め、同條に次の一項を加える。

前項の場合においては、国家地方警察及び市町村警察は、原則として事前にこれを同項の規定によつて職権を及ぼす区域を管轄する警察に通知し、且つ、その職権の行使について当該警察と緊密な連絡を保持しなければならない。

第六十四條に次の二項を加える。

前条後段の場合又は前項の場合において、市町村警察職員がその市町村の区域外において職務を行つたときは、その職務の執行のために直接要した費用は、国庫の負担とする。

第五十五條の二第三項の規定は、前項の場合において、市町村警察職員がその職務のため傷を受け、若しくは疾病にかかり、又はその疾病に因り退職し、若しくは在職中死亡したときに、これを準用する。

第六十七條の次に次の二條を加える。

第六十七條の二 国家地方警察の管轄に属する区域が市町村警察の管轄区域となつた場合には、当該区域内で、その日においてつばら警察の用に供されてゐた国所有の財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項各号に掲げる財産をいふ。以下本条中同じ)及び物品で、国家地方警察に必要で当該市町村が警察を維持するために必要なものは、国が無償で当該市町村に譲渡するものとする。但し、土地は譲渡しないも

のとし、当該市町村警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

市町村が警察を維持しないこととなつた場合には、その日においてもつばら警察の用に供されてゐた当該市町村所有の財産及び物品で、当該市町村に必要で国家地方警察に必要なものは、当該市町村が無償で国に譲渡するものとする。但し、土地は譲渡しないものとし、国家地方警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

国家地方警察又は市町村警察の責任の転移があつた日において、当該区域内で、国家地方警察又は当該市町村警察が他の機関と共用している国又は地方公共団体の建物は、前二項の例により、それぞれ当該市町村警察又は国家地方警察が無償でこれを使用することができるものとする。

第一項又は第二項の規定により市町村又は国が取得する財産に伴う負債があるときは、その処分については、相互の協議により、これを定める。

前各項の規定の適用について争があるときは、国家地方警察本部長官又は市町村長の申立に基づき、内閣総理大臣がこれを決定する。

第六十七條の三 第四十條第二項の規定により告示された町村が、同條第三項の規定により警察を維持しないこととなつた場合においては、警察を維持しないこととなつた日における当該町村警察吏員の数を、第四條第一項の定員外の国

のとし、当該市町村警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

のとし、当該市町村警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

家地方警察の警察官として置くことができる。

本則中第六十八條の次に次の一条を加える。

第六十九條 第五十五條の二第二項及び第六十四條第三項の規定により国庫が負担する費用の範囲は、次の通りとする。

一 旅費(国家地方警察の警察職員に対する旅費支給の例によつて計算した額)

二 交通機関の借料

三 交通機関の燃料費

四 借用した建物、器材及び物件の借料(旅費を支給したときは、宿泊に要した施設及び寝具の借料を除いた額)

五 職務遂行のために消費した各種の消耗品の費用

六 出動に直接起因した交通機関、建物、器材及び物件の破損部分の修繕費

附則第七條第二項第四号中「第四十六條第三項但書第三段の」を削り、同条第六項中「第十九條第一項」を「第十九條」に改める。

附則第九條を次のように改める。

第九條 削除

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行の際現に存する北海道公安委員会は、警察法第二十条第一項後段の規定により公安委員会を置く措置が完了するまでの間、なお引き続き存続して、同項に規定する道公安委員会として、その事務を行うものとする。
3 昭和二十六年九月三十日までに

警察法第四十条の二第六項に規定する報告があつた場合において

は、同条第八項の規定にかかわらず、警察維持に関する責任の転移は、同年十月一日に行われるものとする。

4 市町村警察の職員である者が、当該市町村において警察を維持しないこととなつたことに伴ひ、引き続き恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員である国家地方警察の職員となつた場合において、その者が市町村の退職年金に関する条例の規定による退職給付を受けるときは、同法の規定の適用については、その者が市町村警察の職員として引き続き在職した期間同条に規定する公務員として在職していたものとみなす。この場合においては、警察法附則第七條第二項の規定は当該市町村警察の職員の範囲について、同条第三項の規定は恩給法第十九條に規定する公務員とみなされる場合の区分について、それぞれ準用する。

5 経済調査庁法(昭和二十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三十條中「都道府県警察長」を「都道府県国家地方警察隊長」に改める。

6 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「警察長」を「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察長」に改める。

7 質屋営業法(昭和二十五年法律

第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「警察長」を「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察長」に改める。

8 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

5 国家地方警察の警察官で、管区警察学校及び警察大学校に在籍する者は、五千人を限り、第一項に定める職員の定員の外に置くことができる。

6 警察を維持する町村が警察を維持しないこととなつた場合において、第一項の規定にかかわらず、当該町村の警察職員を、予算の定める範囲内において、国家地方警察の職員として置くことができるものとし、この場合における職員の定員は、政令で定める。

○前尾委員長 提案理由はすでにお手元に配つてありますので、ただちに質疑に入りたいと思つて、質疑は通告がありますので、これを順次許します。鐵治良作君。

○鐵治良作君 私は法務総裁にまず総括的に承りたいのは、提案理由の説明を見ますと、「現下の治安の事情にかんがみ、この際警察力を強化しその運営をさらに能率化する必要を認める」ところなつておられますので、あとの各項にわたる質問は同僚委員から並びに私からやりますが、まず第一番にこの点を總括的に伺いたいのであります。

現下の治安の事情にかんがみてこれを改革する必要ありとおつしやるのは、どのような実情にあるのをおつしやるのか。次いで警察力を強化しなればならぬとおつしやるから、今までに弱かつたところが、弱体化しておつたところがどこであつたか。さらに運営について支障のあつた点はどういう点であつたか、この三点をまずお伺いしたいと思つておられます。

○大橋國務大臣 わが国の治安につきましては、終戦直後におきまして経済界の混乱また思想界の混乱等によりまして、非常に憂慮せられたつた次第でございます。その後、一部の極端なる政治運動等の影響もございまして、全国各地におきまして不祥な集団暴行等の事件があつたことはすでに御承知の通りと存じます。その後最近に至りまして、漸次これらの運動もその勢いを弱めて参つてはおりますが、しかし昨年朝鮮動亂の発生に伴ひまして、多少またこうした面におきまして警戒を要するのではないかと、もとより国内におきまます実情を考へますと、さしあたつてそう心配しなればならぬというところは、しかし最近におきまます治安の問題は、ひとり国内的に考へて安心しておつてよろしいというふうなものでなく、絶えず国際的な動きと関連を持つものがある、こう考へられますので、政府といたしましては、国際関係、ことに朝鮮動亂の動向等とにらみ合せまして、国内的にも注意をいたしているという状況でございます。なお警察法の改正を要するといふふうに考へられます点に

ついて申し上げますと、警察法は施行後三年余りに相なつておるのでございしますが、この間に起りましたる過去の事件の処理の経過等から考へまして、今日国家地方警察と自治体警察との協力関係を一層緊密にする必要がある、こういうふうな点が現在欠陥として考へられると思つております。この点につきましては、今回の改正案におきましては、特に自治体警察が国家地方警察の応援を求めます際、その応援のために要しました費用負担につきましては、従来自治体警察が当然負担すべきものである、こういうふうな法制的建前に相なつておつたのでございしますが、経費の関係から、当然応援の要請をしなければならぬ場合においても、自治体側において躊躇をなめる場合も少くないように見受けられておりますので、今回の改正案におきましては、かような場合の応援のための費用というものは、すべて国庫が負担をするといふふうに改正をいたしたい、こう考へておるのでございします。

また過去三年間の経験に徴しまして、きわめて規模の小さい自治体警察というふうなものにつきましては、治安上その能率を高めて行く上におきまして非常に欠陥が多い。ことにこれは小規模であるといふことから、当然に考へられるいふ欠陥もございします。この点につきましては、

でき得る限り国家地方警察が協力をし行かなければならぬ。これによつてその欠陥の是正をはかる必要があるわけでございます。たとへば今回の改正案におきまして、自治体警察の区域内において、都道府県知事の要請に基

づいて申し上げますと、警察法は施行後三年余りに相なつておるのでございしますが、この間に起りましたる過去の事件の処理の経過等から考へまして、今日国家地方警察と自治体警察との協力関係を一層緊密にする必要がある、こういうふうな点が現在欠陥として考へられると思つております。この点につきましては、今回の改正案におきましては、特に自治体警察が国家地方警察の応援を求めます際、その応援のために要しました費用負担につきましては、従来自治体警察が当然負担すべきものである、こういうふうな法制的建前に相なつておつたのでございしますが、経費の関係から、当然応援の要請をしなければならぬ場合においても、自治体側において躊躇をなめる場合も少くないように見受けられておりますので、今回の改正案におきましては、かような場合の応援のための費用というものは、すべて国庫が負担をするといふふうに改正をいたしたい、こう考へておるのでございします。

いて国家地方警察が活動をするというような事項を加えてありますものも、かような要求に応じようという趣旨でございます。

また自治体警察についてできるだけ国家地方警察がそういう欠陥を補い、するために協力をすることになりまして、やはり他の警察の協力ということにはおのずから限度がございます。自治体警察それ自体を強力なものに仕立て上げることが必要なわけでございますが、これは何分小規模な自治体警察が多数あります關係上、これらをことごとく能率的な強力なものに仕立て上げるというとは、いろいろな面におきましてどうして不可能ではなからうかという限界があるわけでございまして、これらの点を考え合せまして、地方住民において、むしろ大きな単位、大きな規模を持つところの国家地方警察にこれを切りかえる方が適當でなからうか、こういう希望が住民投票によつて明らかにになりました場合には、能率的な国家地方警察に切りかえる措置をとつて行こう、こういう点も加えた次第でございます。

○前委員 田嶋好文君。 ○田嶋(好)委員。 それでは私から各論的な質問を少ししたいと思っております。

まず法務総裁にお答えを願いたいと思っておりますが、今回の改正案第二十条の二によりまして、今まではありませんでした規定が新しく設けられまして、その規定の中に特に都道府県知事がその所管をすることの公安委員会に対して要求をすることができるといふ規定が、ここに定められよう

いたしておるのでございまして、都道府県知事に特にこうした権限を与えなければならぬ理由、これをひとつ御説明願いたいと思つております。

○大橋國務大臣。 第二十条の二におきまして、従来は地元の公安委員会の要請がなければ国家地方警察というものがその管轄区域内に活動することができないうことになりまして、しかしながら三年間の経験に徴しますと、当然国家地方警察の応援を求めなければ事案の処理が困難であると認められる場合におきまして、いろいろな内外の事情によりまして、地元の公安委員会が適當なる時期にこの応援の要請をなすことが妨げられておるといふような場合も少くないのでございまして、かような場合にございましては、地元の公安委員にあらざる他の機關の要求によつて、国家地方警察がその管轄区域内に立ち入つて活動するということと認めなければならぬ、こう考えたわけでございまして、そうしてこの場合におきまして地元の公安委員会の要請がなくとも、国家地方警察が活動する、その場合を何人の判断によつて決定する、ということも當然問題となるわけでございまして、当初私どもの立案の途中におきましては、これは国家地方警察の運営管理に當つております都道府県の公安委員会の認定によつてやつてはどうであるか、こういうことも考えてみたわけであります。しかしこれは元來都道府県公安委員会それ自体がその当該府県におきます国家地方警察の運営をいたしておるわけでございまして、その判断によつて国家地方警察が活動するということになりま

と、これは自治体警察の側から申しますと、国家地方警察の一方的な見解によつてかつてに入つて来る、こういうことになるわけでございまして、これは運用上いろいろ問題を生じやすい、こういうふうな考えられるのであります。とにかく自治体警察の区域内におきまして、国家地方警察が活動した場合には、単に国家地方警察がその事案の処理につきまして自主的に活動して行くばかりでなく、多くの場合におきましては、地元の警察力の完全な協力を得るということも必要なることでありまして、それがためには国家地方警察が自治体警察の管轄内に出動いたします場合、その出動については、十分に自治体警察の側において、これは必要欠くべからざるものであるということについての納得、それからこれに対しては、自治体側においても当然に協力を惜しむべきでない、ということについての、單なるりくつばかりでなく、気分の上におきまます納得といふものが必要になるわけでございまして、これらを考えますと一方的に出動するということとは、必ずしも爾後の協力關係を期待する上からいつても適當な方法ではない、どうしても第三者的な關係によるものが適當ではなからうか、こう考えられたわけでございまして、そこで一案といたしましては、自治体警察、国家地方警察双方に關係があり、しかも第三者的な地位にありまますところの檢察庁においてこの場合を認定して、そうして国家地方警察の出動を檢察庁が要求する、という一つの考えであります。御承知の通り檢察庁といふものは、これは全

てのみ責任を負うという、普通の行政官庁の機構を持つておるのであります。従いましてかような自治体警察の活動すべき當然の範圍、その事柄について国家地方警察が入つて来る。これは自治体の側から申しますと非常に重大な問題でございますから、かような事柄につきまして、行政官庁の一方的な見解をもつて場合の判定をすることは、警察民主化、あるいはそういった地元の警察の納得を得るといふ上からいって、必ずしも適當ではなからう。でき得ればこれは他に適當な、輿論によるところの監督のもとにある機關が決定して行く、そうしてその決定については輿論による批判といふものが可能である、そういう機關にまさう方が適當ではないか、こう考えまして、都道府県知事といふものにこの権限を付与することにいたしましたわけでございまして、御承知の通り、都道府県知事はそれ自体公選せられた機關でありますのみならず、都道府県知事の行政につきましましては、民主的な機關であります。地方議會がありまして、この地方議會が絶えずその行動について報告を聴取し、またそれに対して公の批判をするといふことが建前となつておるのであります。都道府県知事が要求をいたしました場合には、これを都道府県に報告をする。これに対しては都道府県會があらゆる角度から批判し検討して行く。これによりまして国家地方警察が自治体警察の区域に入つて活動するといふ異例的な措置が、決していたすに権限の濫用にあたるようなことではない。警察の民主化といふことの結果、当然今日の警察法において、地方分権といふ考え方が根本にな

つておりますが、決してこの根本的な理念を妨げるというような仕方において、この要請がなされたものではない。そういう保障をこの議会の批判を通じて期待することができ、こう考えたからでございます。

○田嶋(好)委員。 概略わかりました。ここで改正法によりまして、都道府県に新しく隊長が設けられるようでありまます。なおこの警察法の趣旨から申しますと、總理大臣の主管のもとに中央における公安委員会をつくりましても、これに總理大臣が関与できないような趣旨が含まれておると思つております。その趣旨から申しますと、都道府県知事が関与するということ、警察法制定の根本的な趣旨の破壊になり、ひいては隊長が設けられた場合、これが旧來の警察部長の復活となりまして、いわゆる中央集權的な地方自治体から反対のあります中央集權的な警察が新しく芽ばえたとはいかという感じがするのであります。この点に対しては、いかようにお考えになりますか。

○大橋國務大臣。 従來都道府県警察長といふものがあつたが、これを今回隊長と名称を改めたのであります。つきましては、従來と何らかわりのない單なる名稱の変更にとどまるものでございまして、これは何ら警察の運営について従來の警察長の権限に附加するものでなく、また減少させるものでもございませぬ。御承知の通り現在の国家地方警察の指揮命令という系統を申し上げまますと、行政管理につきましましては、中央に公安委員会といふものがございまして、全国的に行政管理

つておりますが、決してこの根本的な理念を妨げるというような仕方において、この要請がなされたものではない。そういう保障をこの議会の批判を通じて期待することができ、こう考えたからでございます。

をいたしておるのであります。しかしながら実警察権の発動についての指揮命令は、運営管理に属するわけでございます。この運営管理は、都道府県ごとに設けられておきます。都道府県公安委員会というものの専権に属することに相なつておるのでございませぬ。この都道府県警察長という従来の機関、これは新しく隊長という名称に改められておきますが、これは都道府県公安委員会の運営管理のもとに、その指揮を受けて部下を指揮して行く、こういう機構にすぎないわけでありませぬ。従いまして国家公安委員会は国家地方警察の本部、中央におけるこれらの機関は、何ら警察長、あるいは新しい警察隊長というものに対して警察権の発動についての指揮権、監督権というものを保持しておるものではないと思ふ。中央集権というふうな弊害は、この都道府県公安委員会の制度によりまして完全に払拭されておるといふのが現行法の建前でございます。

○田嶋(好)委員 ところでもう一つお尋ねいたしますが、新しく設けられました二十条の二によりまして、自治体警察の中で、今申しました都道府県知事の要請によりまして、都道府県公安委員会が警察に命令いたしました職務の執行を行います場合に、国家地方警察の活動に對しまして自治体警察が協力しない、こういうような場合が生れるおそれなきにしもあらずと思ひますが、この場合にはいかような処理になりませうか。

○大橋國務大臣 都道府県公安委員会の運営管理に服して、当該市町村警察が当該事案の処理に協力しなければならぬ、こういうことに規定いたして

おります。しかしこの規定が遵守されない場合の処置については、法律としては何ら定めておりませぬ。現在におきましても、この種の問題はあるわけでありませぬ、ただこれにつきましては、刑事訴訟法中に検察庁におきまして、都道府県公安委員会に對しまして、警察官が検察庁に對する協力をしない、こういう場合にはその能免あるいは処分を要求することができ、こういう規定があるだけでございます。このほかの事柄は、都道府県の当該市町村の外部の關係としてはないわけでありませぬ。結局さうな場合には、これは後日当該市町村会あるいは公安委員会に對して問題として取上げられ、その公安委員会の判断あるいは市町村会の批判に基き公安委員会の判断によつて適當に処置される、こういうわけでありませぬ。

○田嶋(好)委員 今の自治体警察が協力しないという場合ですが、地方自治法第四十六條によりまして、知事は市町村長を命令に従わない場合には罷免することができるといふ規定がありませぬが、知事がその命令に従わない自治体警察の行動に對しまして、市町村長を罷免することができるといふようなことは考えられないものでございませぬか。

○大橋國務大臣 御承知の通り自治体警察におきましては、市町村長も指揮命令の権限を持つておらないのであります。これはまつたく市町村の公安委員会の権限に属するものと考えておりますから、これに對しましては、公安委員会に對して何らかの措置を考へるということも、考へておられますけれども、市町村長に對してこれに對する

処置をするといふことはちよつと考へられないのじやないかと存じます。

○田嶋(好)委員 それがおぼんじりの解釈でございます。私の考えでは、都道府県知事に要請を認めました範囲、これは治安上重大な事業についてやむを得ない事由の場合にございませぬが、大都市の東京とか大阪とか名古屋におきましても必要性が生れるのじやないか。むしろ都道府県知事にこうした要求権を持たす必要があるならば、同様な意味におきまして市町村長にもこの要求権を与えた方がよく行くんじゃないかという考へが生れるのでございませぬが、この点、かようにお考へになつていらつしやいませうか。

○大橋國務大臣 市町村、ことに大都市の市長というふうなものに對してかような権限が必要ではなからうか、こういうお考へでございます。かような場合におきまして通常考へられる措置といたしましては、市町村長が当該市町村の公安委員会に對しまして、国家地方警察の応援を要請し、こういうことを要求することができると思ひます。もちろんこれは法律の権限によつて要請するわけにございませぬが、事実上要請することができるといふわけでありませぬ。そして市町村長は、公安委員が職務執行にあつて適當でない、こういうことを認定いたしました場合に罷免権もあるわけにございませぬから、市町村長におきましては、特に都道府県知事の場合のごとくかような明文を置きませぬでも、現行法の運用によりまして、事実上相當の部分ではあります。解決できない場合におきましては、この關係の都道府県知事と

いふものが必ずあるわけにございませぬ、これに依頼するといふ道が新しく開かれることになつておるわけにございませぬから、まず實際の運用といたしましては、この程度で大体支障がないのではなからうか、こう考へて、かようにいたしましたわけにございませぬ。

○田嶋(好)委員 実は私たちが法務委員会の立場から懸念いたしておる点は、そこでございまして、提案理由の説明でも法務總裁がお述べになりましたように、治安の維持上必要欠くべからざるものといたしまして、この法案が提出されたものでありますから、できませんればさうした面にもう少し気をお配りくださいまして、抜け目のない法律にしたいと思ひたい、こういうふうに希望いたしますのであります。

次は議題をかえまして五十八條でございませぬが、この五十八條が改正されておるようであります。この改正の内容は、結局「犯罪又はその管轄区域内に始まり、若しくはその管轄区域内に及んだ犯罪並びにこれらに關連する犯罪」とうたわれておるのでございませぬが、關連する犯罪といふのは、解釈によりまして非常に広くもなりませぬし狭くもなるのでありますから、この解釈をひとつ……。

○大橋國務大臣 ここに「關連する犯罪」といふ觀念を採用いたしておりましたが、これは、立案者の考へといたしましては、刑事訴訟法第九條におきまして、關連事件、あの範圍に限定をいたして、あれとほとんど同様な關連といふ意味でこの文字を用いた次第であります。

○田嶋(好)委員 私たちの考へでは、この「關連する」といふことを相當広義に解釈していただきまして、たとえば共犯者の場合とか余罪追及といふような場合まで含めてよいのではないかと実は考へておりますが、こういうような場合はどういふようになりませうか。

○大橋國務大臣 お説のような趣旨で、刑事訴訟法第九條に「關連事件」といふものができているのであります。第九條の第一項には「數個の事件は、左の場合に關連するものとする。一、一人が數罪を犯したとき。二、數人が共に同一又は別個の罪を犯したとき。三、數人が通謀して各別に罪を犯したとき。」第二項に「犯人藏匿の罪、証憑滅滅の罪、偽証の罪、虚偽の鑑定通訳の罪及び贓物に關する罪とその本犯の罪とは、共に犯したものとみなす。」とかような規定がございませぬので、従つて御指摘になりました余罪のごときもの、また數人共犯の場合いづれも關連の犯罪として考へております。

○前尾委員長 銀治良作君。關連した質問ですが、二十條で北海道を特別に取扱われた理由、さらには他の府県においても、大きなところではこういう必要がないものかどうか。あつたらどういふ考へをお持ちになつておるのか、それをお聞きしたいと思います。

○大橋國務大臣 実は北海道は現在警察法上特別の取扱いに相なつております。と申しますのは、北海道は一道でございませぬが、しかしその区域は非常に廣大でございまして、本州におきままする府県にまたがるような地区が、一行政区画と相なつております。そのために、実は北海道の警察制度は

他の府県とは多少趣を異にいたしてお
ります。全国的な様子を申し上げま
すと、まず中央に国家地方警察本部と
いうものがございす。それからその
下に六つの地方警察管区本部という
ものがあるわけでありす。そしてその
管区本部というものは中間機関でござ
いまして、その下に各府県の警察隊と
いうものができておる、こういう状況
でございす。ところが北海道に限りま
しては、北海道は一道でございす
が、しかしそこに独立の管区本部が設
けられておまして、その下に現在五
つの警察隊、こういうものがござい
まして、警察隊長が五名おるわけであ
ります。従いまして、これは内地の場
合から見ますと、五県に相当するよう
な機構が北海道自体の中にできてい
る。ところで内地の場合におきまして
は、都道府県公安委員会というもの
が、各警察隊ごとに一つずつあるの
でございまして、そうして管区本部す
なわち都府県を管轄する中間機関につ
いては公安委員会というものは設けて
ないわけでありす。ところが北海道
は、都道府県公安委員会ということ
になつておまして、五つの警察隊の
それぞれに独立の公安委員会という
ものはなく、ただ北海道公安委員会
というものが一つあるわけでありま
して、ちようど他の内地においてはそ
ういうものがないところの管区本部と
いうもの、中間機関の管轄区域に一つ
の公安委員会がある、こういう建前
になつておるのでございす。そこで今
回の改正におきましては、内地にお
きますると同様に、各警察隊ごとに公
安委員会を設けることとし、現在の中間
機関の管轄区域の全体にまたがるとこ

ろの北海道公安委員会というものを解
消しよう、そうして都道府県という單
位から申しますと、北海道は非常に別
扱いになるのでありす。警察の系
統から申しますと、内地の各機関と同
様なところにそれ／＼の公安委員会を
持たすようにいたしたい、こういう趣
旨でございす。この点は、まづたく
北海道という道が、警察の單位から申
しますと都府県と同じような機構を持
つておるといふ特殊の事情に基きまし
たものでございす。従いまして、同
様のことを他の府県について行つてい
う考えはただいま持つておりません。
○鐵治委員 この規定だけではよくわ
からぬのですが、そうすると道公安委
員会というものがあるのでありす
か。それからそれがあると管区警察本
部というものがあるのでなくなると
か、この点承つておきたい。
○大橋國務大臣 現在は北海道には北
海道全地域を管轄いたします札幌管
区本部というものがございす。そし
て同時に札幌管区本部全体の管轄区域
につきまして、北海道公安委員会とい
うものがございす。従いまして、こ
の札幌管区本部というものは、これは
引き続き存続せしめまして、各府県の管
区を管轄します他の五つの管区本部と
同様に中間機関的なものとして参
りたい。そうしてその下に北海道にお
いては五つの警察隊、これはそれ／＼
の内地の場合におきまします都府県の警
察隊に相当する程度の機構及び規模を
持つておきますが、この五つの警察
隊はそれ／＼存続いたします。従いま
して、内地と同様に各警察隊ごとに公
安委員会を持たせ、これがその警察隊
の運営管理に当るようになつてい

こういふ趣旨でございす。
○鐵治委員 そうすると、今まであり
ましたような北海道公安委員会とい
うものはなくなるわけでありすか。
○大橋國務大臣 その通りでござい
す。
○鐵治委員 次に承りたいのは、都道
府県知事の要請によつて、自治体警察
で地方警察が仕事をします場合に、市
町村公安委員会と何らの連絡もなくや
るようになつておるといふ見解がある
ので、そういうのでしようか。また連絡
をする必要がないものかどうか、ま
ずその点を承りたい。
○大橋國務大臣 先ほども申し上げ
した通り、国家地方警察が、ある市町村
警察の管轄区域内に二十条二の規定に
よつて出動いたします場合にござい
ましては、当然その事件は、本来その自
治体警察が処理すべき事件でござい
ますから、その後におきましても、自治
体警察の協力を受けなければこれを
まづ処理することはむづかしいので
ございす。従つてどうしてもかような
事柄につきましても、国家地方警察
それから自治体警察との間に円滑な了解
があるということが必要でござい
まして、それがためには、当然事前にお
いて適當なる打合せをし、また発動する
場合につきましても、そのことにつ
いての自治体側の完全なる了解がな
ければならない。従いまして手続とい
うことは、通常さういふ了解をとり
けるに必要ならぬ手続が行われる
というのを期待いたしてはいるわけ
でありす。ただこの法律案の中にそれ
らの手続について規定を特に欠いてお
ります理由は、現実の場合におきま
して、時日の切迫等によりまして、必ず

しもさういふ手続をあらゆる場合に
いて履踐した後にこの発動が行われ
るというのを期待できない、もつと急
いでやらなければならぬ、そういう
場合もあるかと思ひまして、最小限
度の法律上なければならぬと認めら
れる規定だけをここにうたつたので
ありす。決して御質問のような当該都
道府県の公安委員会なり、あるいは当
該市町村の公安委員会なり、あるいは
自治体警察の了解をとる手続をしない
のが原則であるという考えでござ
いまして、しかしそれをしないや
る場合、しかしそれをしないや
る場合、市町村警察には連絡をとる
か、公安委員会もこれに服さなければ
ならぬ、この規定されないことでは
わからぬように思ひますが、これは議
論のようですが、もう一応承りたい。
○大橋國務大臣 まことにござい
ます。なお説でございまして、私どもがこ
の案を書きましたときの気持は、まづ
くだいたい鐵治委員から言われたこと
と同じ気持で書いておりました。そう
いふような場合において連絡というこ
とは当然あるものであつて、当然で
あるから特に書かなかつた、この程度
のものでありまして、さういふ連絡を
せずにはやるのが建前だといふつもり
で書いてはございませぬ。
○鐵治委員 これはひとつとくと御考
慮を願うことにおきましよう。
さらに二十条の二の「治安維持上重
大な事案」それから「やむを得ない事
由」これはたしか前にありました案を
見ましたときには、この治安維持上重
大な事案といふものは具体的に現われ
ておつたと思つておりましたが、今度
の案は重大であるかどうかをきめられ

ることにして、さうでない先ほどの
田嶋君の疑問が出て来るようなこと
になる。これを讀んでおきますと、警
察は服さないと書いてある、公安委員
会は服さない、そうすると市町村の公
安委員会の意思と都道府県公安委員
会の意思と違つた場合には、自治体
警察といふものはどこに従つていい
かわからぬことになる。それで田嶋君
の言われるように、それでは都道府
県公安委員会の命に服さなかつた
場合はどうか、こういうことが起つ
て来ると思つておられます。もしさ
ういふことが起つて来ると思つて
おられますらば、市町村警察には
連絡をとるか、公安委員会もこれに
服さなければならぬ、この規定され
ないことではわからぬように思ひ
ますが、これは議論のようですが、
もう一応承りたい。
○大橋國務大臣 まことにござい
ます。なお説でございまして、私ども
がこの案を書きましたときの気持は、
まづくだいたい鐵治委員から言
われたことと同じ気持で書いてお
りました。そういふような場合にお
いて連絡ということとは当然あるも
のであつて、当然であるから特に
書かなかつた、この程度のもので
ありまして、さういふ連絡をせず
にはやるのが建前だといふつもり
で書いてはございませぬ。
○鐵治委員 これはひとつとくと御考
慮を願うことにおきましよう。
さらに二十条の二の「治安維持上重
大な事案」それから「やむを得ない事
由」これはたしか前にありました案
を見ましたときには、この治安維持
上重大な事案といふものは具体的に
現われておつたと思つておるが、
今度の案は重大であるかどうかを
きめられることにして、さうでない
先ほどの田嶋君の疑問が出て来る
ようなことになる。これを讀んでお
きますと、警察は服さないと書いて
ある、公安委員会は服さない、そう
すると市町村の公安委員会の意思
と都道府県公安委員会の意思と違
つた場合には、自治体警察といふ
ものはどこに従つていいかわから
ぬことになる。それで田嶋君の言
われるように、それでは都道府県
公安委員会の命に服さなかつた
場合はどうか、こういうことが起
つて来ると思つておられます。もし
さういふことが起つて来ると思つ
ておられますらば、市町村警察に
は連絡をとるか、公安委員会もこ
れに服さなければならぬ、この規
定されないことではわからぬよう
に思ひますが、これは議論のよう
ですが、もう一応承りたい。

のか、また具体的に表わさなかつたわけは、どういふわけか承りたいと思ひます。

○大橋國務大臣 立案の途中におきまして、これはどういふ事案であるかといふことを列挙的方法を考えたことのあることは、今お述べになりました通りでございます。実はこの第二十條の二の「治安維持上重大な事案」と申しますのは、犯罪の性質、内容、波及性、こういう点から申しまして、相当広範圍にわたつて治安について影響がある、こういう重大な事案といふ意味なのであります。これはおのずから犯罪の種類から言つてある限界がある、こう考えられるわけでありませう。たとえば騒擾、内乱、外患等のいわゆる集団的な暴力犯罪でありますとか、あるいは信用に関する罪、すなわち有価証券あるいは銀行券、通貨偽造、造りつた事柄、あるいはまた公務員に関する犯罪であるとか、およそ犯罪の種類性質から見てある限界はあつたと存するのであります。ただこれを特別に列挙しないでもかように書きました意味は、それ以外に何でもやろうといふ意味では決してないのでございまして、ただかような列挙をいたしますと、いかにも見る者の感じをいたしまして、かような事柄については、これは国家地方警察がやるべきことなのであつて、市町村の自治体警察として、当然必要な事柄だといふふうな感じを起させる。このことは、この種の重大な事案といふものについての自治体警察の熱意といふものを、決して高めるゆゑではない。しかし本来の警察といたしまして、さような事案につきましては、一般の犯罪以上に、自治

治体警察としても、当然力を入れなければならぬ事柄である。そこでそういうことを列挙しない方がよからう。そしてまた列挙したからといって、列挙した事柄について、すべて原則的に国家地方警察がやるというふうな性質のものではなく、それはやはり原則的には、現在の警察法の建前をいたしましては、自治体警察がやるべきものである。そして自治体警察の能力、熱意等の点から見まして、どうしても独力では解決できないのではなからうかといふことを信するに足る十分なる理由のある場合に限り、例外的の措置といたしましてこれを国家地方警察の処理にまかせる、こういう意味でありませうから、その重大な事案につきやむを得ない事由がある場合といたしまして、むしろさような犯罪の種類について列挙的に扱うことを避けたいのではないか、こういう意味でかような規定を置いた次第でございます。

○大橋國務大臣 やむを得ないといふのは、これは国家地方警察が処理する以外に、その事件の解決の方法がないのではないかといふことを信するべき十分なる理由がある場合、こういう意味でございまして、たとえば特定の事案につきまして、何らかの理由により当該自治体警察がその処理について熱意を失つておるような場合、あるいはまた事案の内容から考えまして、地方の自治体警察が独力で処理することは警察の能力の点等から考えて、どうしても不可能であらう、こういうふうな事柄が合理的な根拠によつて認められる場合、こういう意味でございませう。

○大橋國務大臣 法文上はさういふことになつておりますが、しかし都道府県知事がかかる事案であるといふことを認定するにつきましては、もとより都道府県公安委員会等から、いろいろな情報の提供を受けることが当然でありますし、また必要に応じましては当該市町村の公安委員会、その他自治体警察の機関なりあるいは市町村長なり、さういふ人から情報を受けるといふこともあるわけでございます。さういふ情報に基づきまして都道府県知事は、この権限を行使されるものと思つてございませう。そしてこの権限の行使の結果につきましては、都道府県知事は遅滞なくこれを都道府県の議会に報告をいたしまして、その批判を仰ぐといふことになるのであります。決してこれが濫用せられる、あるいは事態の処理について、まづたく言的に処理されるといふことはなからうと考えるのであります。

○大橋國務大臣 さような場合がありませう、これは都道府県知事の権限に属しておりますから、これは都道府県知事の請求に基づきまして、国家地方

警察が出動することができる。またその場合において、当然都道府県公安委員会の運営管理にその事案の処理については、自治体警察をも服せしめるといふことに相なるのであります。

○大橋國務大臣 従来公務員の経歴のあつた者が、いかなる時期において、いかなる期間であつたかを問わず、すべて公安委員としての資格を欠く者と

いふ規定に相なつておつたわけでありませう。それを今回は緩和いたしました。任命前十年間にさういふ公務員としての経歴がなかつた者ならば、それ以前においてあつた場合においても資格を認めよう、こういたしましたのでございます。

○大橋國務大臣 第二十一條の第三項に、「左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。一破産者で復権を得ない者、二禁錮以上の刑に

処せられた者、三日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者、これらの人々は一切公安委員としての資格がない、こういうことを定めたものであります。

二人以上というのは、これはその次の独立の、まづたく別個でございまして、「委員の任命については、その中二人以上が、同一政党に属する者となることとなつてはならない。」これは前項の第三号の政党以外の政党員はこれは当然公安委員となる資格があるわけでございますが、その資格のある人がなつた場合においても、同じ政党に属する人が二人以上になつてはいけません。この委員会の構成は三名でございまして、二人以上ということになりますと、過半数を党をもつて制するということになりますので、これは警察が政党の手先となつて、政治的に行動することを予防するための用意としてかような規定があるわけでありまして、

○鐵治委員 私もそうだろうと思う。これはあとの二十四条の規定から見てもそうなければならぬことでは、これがこれを読んだんではそうならぬ。これは三号であつて、その下のものはこれは第四項に持つて行くものじやないですか。こう書いてあるから、どうもおかしいと思ふけれども、二人ならぬか、一人だけならぬ、二人ならぬように書いてあるから……。

きます。

次は第三十一条ですが、これはわかつたようでわからぬので、ひとつ明白にしておきたいのですが、ここに書いてある運営管理と行政官管理、これはどういふ區別がありますか。

○彌藤(昇)政府委員 行政官管理と申しますのは、警察の実際の活動方面を運営と申しておりますので、それ以外の方を行政と申してはいるわけでありまして、従つて人事でありますとか、あるいは予算でありますとか、物を買ふとか、組織、人事、教育といつた方面を行政、それから実際の警察活動それ自身を運営、こういうふうな大体的概念はいたしております。警察法の第二条には「行政官管理とは、警察職員的人事及び警察の組織並びに予算に関する一切の事項に係るものをいふ。」次に「この法律において運営管理とは、左に掲げる事項に係るものをいふ。一 公共の秩序の維持、二 生命及び財産の保護、三 犯罪の予防及び鎮圧、四 犯罪の捜査及び被疑者の逮捕、五 交通の取締、六 逮捕状、勾留状の執行その他の裁判所、裁判官又は検察官の命する事務で法律をもつて定めるもの。」こういうものであります。

○鐵治委員 次に四十条ですが、これは自治体警察を置いてよろしいという町村を告示できる。こういうことと規定だと思ひますが、ところが、これを讀んでみますと、「住民投票によつて警察を維持しないこととができ、又、警察を維持しないこととした後再び警察を維持することができ。」今度新たにこの町村に指定された場合は当然自治体警察を設けなければならぬのか、また黙つておつてやめてもいい

のか、これがわからない。今まであつた規定はここにありますが、新たに指定された場合、告示された場合、これはひとつ明確にしておいていただきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 この法案の趣旨は、新しく指定をされた場合におきましては、住民投票によつて維持しないというのをきめない限りは、当然維持しなければならぬ、こういう考え方であります。

○鐵治委員 どうもおかしいと思ふ。おれのところはこんなものは、告示されたけれども必要がありませんと言ふのを、どうしてもやらなければならぬ、というは、この法律をつつた趣旨と違ふように思ふ。そうすると住民投票で、今告示しても、やるかやらぬか、これは問うてさしつかえないので

○大橋國務大臣 ただいま法律上の建前を申し上げましたが、實際個々に告示をいたしましたる場合におきましては、大体地方において自治体警察を設けたいという希望があります場合に、この希望に基いて告示することが、現在の実情でございます。このことは今後においてもそういう扱いに相なることと思ひます。ただ法律の建前といたしましては、告示になつた場合において、住民投票において決定しない限り、当然設けねばならない、こういう法律の建前になつておりますが、運用上は設けられない希望の町村が告示されるというところは、實際上としてなからう、こういう扱いになつております。

これを告示するとなつております。人口が五千以上あつて、市街的の町村であれば、当然やらなければならぬように思ひますが、そのときに、告示されたけれども、私のところはなくてもよいと言ふる何かがあればならないと思ひますが、これによりましてそうではない、「人口に従ひ」と書いてある。

○大橋國務大臣 これは人口五千以上の市街的町村ということになつておりまして、人口はなるほど国勢調査によりまして明らかになります。市街的町村であるかどうかということには、やはり行政庁の手続によつて認定を必要としたのであります。事実はこの各項の運用にあたりまして、まづたく地元が警察を置かないことを希望している、そういうものが告示によつて指示されるということとはなからうと考へております。

○鐵治委員 次は四十条の二の第八項であります。十月三十一日までで、今度、これはどういふ意味なんですか。

十月三十一日までで第六項の規定による報告のあつた町村については、翌年四月一日にその警察維持に関する責任の転移が行われる。十月三十一日までをやつたものは来年の四月一日にやると、それから後のものは、その翌年になる、こういう意味なんですか。それがよくわからないのですが……。

いふ住民投票をやり、そしてその報告がありますれば、なるべく早く實際に転移を——置かないならば置かないように、まだ持つていないところは持つようにするといふことをいたすべきなのであります。そういうしたいのであります。この場合には国の予算と關係をいたします。通常の年におきましては、予算開始の四月一日からということにしたいと思ひます。そうである、その間に臨時国会でも開かれぬ場合には、補正予算の形式で出しようありません。

従つてこれは予算編成の技術と直接的な關係を持つておりますために、さうなことをいたしたのであります。ただ本年度におきましては、この法律を初めて施行するわけでありまして、できるだけ早くこの措置を行うことが適當であります。町村警察が廢止されるかされないか、長い間の不安の状態にありますことは、治安の維持の上にも悪い影響を及ぼすと思ひますので、今までの町村警察を廢止したいという希望を持つておる向きの町村が相当ありますので、これは実施の場合におきましてはどうかを早うかたわらせんが、これらの決定を早うかたわらせんが、本年の十月一日から転移を始めて、かような考へであります。

○鐵治委員 次は四十六条ですが、これは人数は市町村にまかせるといふことになつておりますが、この説明を讀んでみると、増員したければ予算さえあればやつてよろしいのだというふうな聞えませんが、減員はどの程度までやつてよろしいのですか。

○彌藤(昇)政府委員 これは自治体警察はその自治体の原則に従ひまして、

これらの定員はまづたく自由にいたす
というの本旨でございます。従いま
して当該自治体におきまして、この程
度の警察吏員で十分である、この認
められた際には、現在よりも減りまし
てもさしつかえないというに相なつ
ております。このたびの改正におきま
して、自治体警察が他の警察に応援の
要請をいたします場合には、国費で応
援をいたすという態勢にいたしましたの
であります。従いまして国家地方警察
の応援というものを前提にいたして、当
該町村の警察吏員の員数を考える、
このように相なつておると考える
のであります。従いまして当該町村に
おきまして、現に警察吏員としてこの
程度でよろしいと認定いたしました場
合には、それに対してこれは少な過ぎ
るということその他の機関から言う必要
はなからず、かように考えております。

低程度——これを一人減らしてもいい
かどうかというような議論はあります
が、極端に半分あるいは三分の一に
してしまうというようなことはあまりな
かるうと考えております。しかし万一
そういう場合でありましたも、当該町
村としてそれでよろしい、その程度の
人員でよろしいということであれば、
それは自治体警察の本旨からみまし
てさしつかえないものとかように考え
ております。それで国として非常に困
るという場合には、先ほど御質問があ
りました二十条の二の規定もございま
すし、また公安委員会におきまして、
国家地方警察、あるいは他の自治体警察
の応援を求めるといふことが適切に行
われ維持するならば、それで国として
治安の維持は十分であらう、かように
考える次第であります。

と市町村警察、これは相互に情報を交
換し合わなければいけない。また市町
村警察は相互に情報を交換しなければ
いけない。つまり市町村は単位がたく
さんございますから、その必要なもの
はお互いに交換し合う。こういう二つ
の事柄をまとめて「及び」でつなぎま
したので、おわかりにくかつたと思
います。

と市町村警察、これは相互に情報を交
換し合わなければいけない。また市町
村警察は相互に情報を交換しなければ
いけない。つまり市町村は単位がたく
さんございますから、その必要なもの
はお互いに交換し合う。こういう二つ
の事柄をまとめて「及び」でつなぎま
したので、おわかりにくかつたと思
います。

と市町村警察、これは相互に情報を交
換し合わなければいけない。また市町
村警察は相互に情報を交換しなければ
いけない。つまり市町村は単位がたく
さんございますから、その必要なもの
はお互いに交換し合う。こういう二つ
の事柄をまとめて「及び」でつなぎま
したので、おわかりにくかつたと思
います。

致の方が多ければ、その多いだけは一年間を限つて定員外にする、こういう案を考えたことがあるのであります。

その場合の考え方といたしまして、あふれた者はこちらの一級定員の方へ実際の人間は入れてしまふ、定員として減らしてしまふ、こう考えておつたのであります。そのために三万の警察官を五万にふやす、いわゆる二万増加と考へておりましたのを、廃止したのをそちらの方のわくへ持つて行く、かように考へておつたのであります。

その後考へ方を変えて、減らしたところは全部そのまま定員を別個にふやす、こういうことにいたしましたので、その誤解は解消したと考へております。ただいま法務総裁からも言明せられましたように、その通りに実施いたしたいと考へております。

○**鐵治委員** それはわれ／＼も趣旨として考へてほしいが、ただ一つここにめんどうなことは、この参考資料を見ますと、自治体の方と国家地方警察の方とに俸給手当等に差異があります。これはどうもやつかいなことだと思ひますが、これらも何か適当にやるように考へておられるかと思ひますが、もし何かありますならば、この際考へておきたいと思ひます。

○**藤原(昇)政府委員** なるべく俸給の減らないように、こちらの方に採用がえをいたしたいと考へておりますけれども、自治体の警察吏員が国警の以前同じ状態において勤務をいたしておりましたものと比べて、あまりに開きが多過ぎるという場合には、若干は減ずるといふことにもならうかと思ひますが、そこに於ておる表は警察官の一人当りの平均で

ございませう。自治体警察の方はむしろ一年をとつた警察吏員が多いと考へます。従ひまして個々に比べてみました場合に減給になる場合はそなたさんにならうかと考へております。今まで実施しておりましたさういつた給与の面は、できるだけ既定事実を許す限り認めて行きたい、こういう考へております。

○**鐵治委員** さらにもう一つ聞きたいのは、この六十七条の二で、市町村警察の持つておつたものが、なくなつた場合は国家警察で使う、無償でこれを譲渡する、こういう規定ですが、これは一体実際において行われるものでしょうか。われ／＼は市町村の事情を知つておりますが、町村債を起して借金しながら建てて、いろ／＼やつておるものを、この法律一本で無償で取上げるということ、実際において適するものかどうか。またもつと深く考へれば、さういふことはさしつかえなしかどうかといふことまで考へられませんが、この点はいかがですか。

○**藤原(昇)政府委員** これはここに書いてございませう。この市町村に必要で国家地方警察に必要なもの、さういふことになつておる。たとえば今まで警察署を新しく建てて今度廃止をする。そこでその建物はそこの市町村ではいらぬ、ほかの用にも使わぬといふときに、国がそれを無償で使う、さういふことになつた。次第であります。むしろさうなりませう。どんなものでも市町村が全部いふことになつて、一つも来ないじやないかといふことの方が心配されるところであります。しかしながらその当該町村では自治体警察として

廃止をするけれども、やはり警察は置いておいてもらいたい、さうでなくともあるいは派出所あるいは昔の分署といふようなものを置いてほしいという要望は必ずあると考へますので、そこで話の調整はつく、今まで大きな建物でありましたら、小さな建物にかえて派出所程度の建物を出すから、前の大きな建物は国の方にそのまま保有させてもらいたいといふことで、実際問題としては話がつくと考へております。

○**鐵治委員** どうもますますわからなくなつて参りますが、その必要といふ意味はも今のあなたの説明でありましたら、おれは売りたい、売らなければならないと言われたら、とれないとしたらほとんど来るものはない、何かそこに用途があるのじやないですか。もつとも負債のある場合には承継するようには協議して——これはそれで行くから負はせませんが、それにそれで行くからおれはどうか知らぬが、町全体で町債を起してその一部がその中に入つていふ。さういふ場合にもこの建物の負債等も認められるかどうかといふことも問題でありますし、何かここに具体的に少しいい方法を考へられなければいかぬじやないかと思ひますが、いかがですか。

○**藤原(昇)政府委員** りくつの上から申しますと、必要であることが合理的でなければならぬと考へます。売つて財源にしたいといふのは、これはここで言う当該市町村には必要だとは認められない、かように考へられますが、しかし先ほど申しますように、むしろわれ／＼今陳情を受けておる

すものは、警察を廃止した場合に、そこに派出所とか分署とか、さういふものをせび置いてもらいたいといふことをみな言つて来られるわけでありませう。さういふ際には建物は全部とつてしまつて、なくしてしまつて、さうして置け、さういふ注文は私は通常出ない、かように考へております。むしろ建てなければならぬ場合におきまして、地元で起工するから置いてもらいたいという要望が多いのでありまして、われ／＼の方としてさうならぬように、できるだけ予算については努力をいたしておるつもりでございます。一般の情勢はさういふ情勢でありますから、私はその心配は、極端に考へれば心配になりませうけれども、実際問題としてはそれは合理的に行くもの、かように存じておる次第であります。

○**鐵治委員** ただ私が心配するのは、ここに無償と書いてあるものですか、これは決つてもらうのはいいがただでは困りますと必ず言うに違ひないと思ふ。それから実際問題とすると、やはり地方警察が立ちまして、別に自治体警察が立つておる。どれを使うかといふことが問題になつて来ますが、考へてみれば新しい方を使つた方がいふだらうと思ひます。さうするとそれならば向うにあるからこれはいらぬでしようと思ふ。さういふこと、さういふことでも無償でとつてしまふといふことでもなく、これはあつた實際の問題ですが、何かそこに合理的なことを考へられなければならぬじやないかと思ふのであります。

○**藤原(昇)政府委員** 地区署と自治体署が二つありますような場合には、御説のような問題が起ると思ひます。このときには国家警察といたしまして二つ持つ必要はありませんので、自治体と話し合ひをいたしまして、その職員を収容するだけの広さがあれば、国家地方警察がこれをとる必要はないと考へております。その場合に新しい署の方がよければ、その署の方をくれ、交換しよう、これも事実問題でなければ、さういふことも考へております。

この警察法が施行されました際に、今まで国家警察として持つておりました建物で、それが自治体の区域になつたというものは、無償で自治体に提供をいたしておるのであります。この際にさういつた建物のないところは新たに自治体で建てましたが、しかしこの財源も全部国の方で見ると、その起債によりました分はその元利を見てやる。それからそのほかに補助費という形でも出ております。しかし御承知の通り、金額と申しましても予算の上で定められた額でありますし、実際はそれに幾足しをして行く実情でありますけれども、その費用の大部分は国の方から出ておるわけでありませう。さういふ関係もあつたから、交換につきましては、地元との話し合ひで大体円滑に取運ぶことができるものだと考へております。

○**鐵治委員** 大体わかりませんが、ここに無償と書いてあるのですからそれを心配いたすのですが、何かこれは事情によつては考へるということがあるじやないか。さう無償と書いてある以上は、絶対無償でなければならぬと言わなければならぬように思ひますが……

○**藤原(昇)政府委員** もつとよりこれはその当該自治体といたしまして、警察の用に供する建物として建てたわけ

でありまして、今後警察をみずから維持しないといはしても、その警察の仕事というものは国家警察がかわつてやるわけでありまして、警察の目的に建てた建物が依然警察の目的に使われる以上は、その警察をどこで維持しようか、そのために自治体警察が要求をするという必要はなからう、かように考えるわけでありまして、ただそういう場合に、国家地方警察の必要でないようなものまで、無償で渡せというわけには参りませんが、国家地方警察がその地域を維持するためにどうしても必要だといふものにつきましては、同じくその地方の警察の目的に使うわけでありまして、私は無償で譲与する、こういう考えであります。

○前委員 上村君。
○上村委員 ちよつと一、二点。「第十九条に次の一項を加える。」というので、「管区警察学校及び警察大学に在籍する警察官は、五千人を限り、これを第四條第一項の定員の外に置くことができる。」この理由がはつきりしないのですが、どうしてこういうことが必要であるか、理由を承りたい。

○大橋國務大臣 これは簡単に申し上げます、現在国家地方警察の定員三万では約五千人ばかり不足をするから、その分をふやしたい。そうしてその不足をするのはなぜであるかと申しますと、ちよつと五千人ばかりが常時学校で再教育をしなければならぬことに相なつております。それで現在の実情を申し上げますと、本来から申しますと、再教育で数箇月職場から離れて

おるのでありますから、その残つた職場に對しましては、他の人員をまわして事務に支障がないようにしなければならぬわけでありまして、現在の三万の定員をもつていたしましては、それだけの余力がございませんので、やむを得ず大部分の警察官が在学中はその職場はそのままにいたしてあるという実情でございます。従いましてこの機会にそれだけ国家地方警察の重要性ということも大きくなるのでありますから、この際にその不足の分だけ埋めるようにいたしたい。それは約五千人ふやさなければならぬのであります。しかしそれには学校へ行つてゐるための不足でありますから、その学校に行つてゐる者だけを定員外にする、こういう措置を講ずればそれで必要を満たし得る、こう考えたわけでありまして。

○上村委員 次に二十條の二の「治安維持上重大な事案につきやむを得ない事由がある」と認めるとき」というのは、まあ治安委員などの説明によつてわかつたやうでございますが、やむを得ない事情というものは一体客観的に事案の性質から認めるものであるか、それとも治安を維持するところの主観的警察力の不足というやうなことから見たのであるか、はつきりしないのであります。抽象的に書いてしまえばこういうふうになるかも知れませんが、結局事案の性質上やむを得ないといふのか、警察力の方から見たやむを得ないといふのか、どちらかといふことをはつきりしておきたいと思つておりますが、その点いかがですか。

○大橋國務大臣 治安の性質でなくして、警察力の面から見て国家地方警察の力によらなければ解決の見込みがない、こういうふうな考えでございます。そして、それもただ知事がかつてにそう認めるというのではもちろんないのでございまして、そう認めますことが合理的な根拠に立つてだれにも首肯できるという場合でなければならぬといふ心持をもちまして、やむを得ざる場合と、こう表現いたしました次第でございます。

○上村委員 今の総裁の説明で、主観的方面の力の関係でやむを得ぬということであるやうですが、そうすると元來警察の二本建になつてゐる自治警察といふものもあるものでありますからして、そういう力の関係の補給であるならば、この二本建の自治警察を利用すればいいのであつて、特にかくのごとく二本建の場合に地方警察に優先権を持たすやうな意味は立法の趣旨自体からして意味をなさないと思つて、何かそのほか理由があるのじやないかと思つて、そういう主観的な防衛力、鎮圧力の方面から見れば、元來あるところの警察力を利用すればいいのであつて、それさえなくとも、私も地方に行つて聞くと、二本建における地方警察の優先権は自治警察のまま子扱いといふやうな軋轢を聞いたこともありますが、その規定はまつたく意味をなさないやうに思つて、それが、その点はおはつきりしておいてもらいたいと思つて。

○大橋國務大臣 自治体警察の手にあるといふものについて発動する趣旨であるならば、自治体警察自体を強化すればいいではないか、特に国家地方警察がこれを助けるという必要はない

じやないか、こういうふうな御趣旨と承るでございますが、この点はまことに理論上ごもつともなごだと思つております。但し御承知のように自治体警察といふものは比較的規模の小さいものが多数あるのでございまして、今日この自治体警察のごとくを、あらゆる事件を処理できるやうな、それだけの能力があるものに仕立て上げるというごことはなから困難でありまして、おそらく不可能に近い、こういう実情でございますから、それを補充する方法といたしまして、規模の大きな国家地方警察においてそれだけの力を準備する。そして自治体警察は通常処理するやうな事案について必要な能力を準備する。その手に余るやうな事案につきましては、国家地方警察の応援を求めたり、また応援を求めることができないやうな場合におきましては、果知事の要請によりまして、国家地方警察が積極的に活動して行く、こういうふうな活動した方が全体の警察としての能力を機動的に相互に融通的に経済的に使つてゆかぬか、こう考えた次第でございます。

○上村委員 そうすると、この規定の運用について、なおもう一点お確かめしておきたいのですが、大橋法務総裁は警察予備隊の創設者でございますが、警察予備隊も今と同じやうな重大事案について治安のためにこれを設けられておられるので、治安上重大な事案といふことになつて、国家警察が出なくちゃならぬといふやうなことにして、しかもそれがずつともつと大きくなつた場合、それらの点について、警察予備隊もしくは国家警察との関係が一体どういふやう

になるかといふことがはつきりしないのですが、それについてはどういふ考えで立案をなさつたのですか。

○大橋國務大臣 警察法によりまして警察は、通常起ります事案に對しては通常の警察でございまして、警察予備隊はそれ以上の通常の警察事項を処理するためのものではなく、これは通常の警察力をもつて処理できないやうな大規模な騒擾事件等の際におきましてこれを処理しようといふものでございまして、すなわち警察は通常の事案のためには通常の措置、これを準備しておる、こういう性質のものと考えております。

○上村委員 そうすると人口五千以下の市町村は住民投票によつてこれを廃止することができ、こういうふうになつておられますが、これによりまして、大体地方は財政に悩んでゐる、五千以下の町村はおそらく大半はこういう住民投票の決議をするであらうと思ふから言へば、とにかく五千以下の町村は自治警察はなくなつてもいい、いいといふよりもむしろなくなれといふ示唆を与えたところのものであらうかどうかといふことを私はお聞きしておきたいと思つて。

○大橋國務大臣 政府といたしましては、現行警察法の根本精神をかえようといふ考えは毛頭持つておりません。すなわち現行のこの警察法は従来の警察國家的な警察を打破いたしました、民主的な警察を打立てましたために、従来の中央集権的な警察をできるだけ地方分権的なものに仕立て上げて行かなければならぬ、こういう根本的な理

念のもとにできてゐるわけでありま
す。現在の自治体警察というものはこ
の思想に基いてできておるのでござ
いますから、政府といたしましてはど
こまでも自治体警察の育成強化をはか
つて行くということが警察法の精神に
かなうものと、こう考へておるので
あります。ただ実際の問題といたしま
して、非常に規模の小さい警察は、その能力
を強化しようとしたとしても、当然
限度があるわけでありまして、その限
度を越えては強化をして行くといふこ
とは不可能でありますばかりでな
く、その限度内におきましても、非常
に能率の面において、また経済性の面
において困難が少くない、こう考へて
おります。たとえば一つの警察署を考
へても、ここに署員百人あります警
察署、ここにも一人の署長が必要であ
り、一人の会計係が必要であり、また
一人の庶務係が必要である。署員七名
の警察署を考へても、ここにも一
人の署長、一人の会計係、一人の庶務
係が必要である、こういうふうに考
へて参りますと、警察力を能率的に発
揚して行くという上から申しまして、
小さな自治体警察を多数設けるとい
うことは、なか／＼困難でございます、こ
のことごとくをほんとうに強力なもの
にして行くということは現在の実情か
ら申しまして不可能に近いと思つて
あります。それで地方の住民におきま
して、なおかつ警察を自治体で維持す
ることが必要であるという強い希望を
持つておられる場合におきましては、
これは当然その意思を尊重することが
至当でありますからして、できるだけ
それは独立の警察として育成して行
く。しかして独立の警察として維持し

たしてあります以上は、できるだけ国
家地方警察におきましてもこれに協力
するような措置を講じて、その小
さな警察をできるだけ強力なものに
しなければならぬ、こういうふう
に考へております。かような考へ
のもとに、今回の改正案におきま
しては、さような場合におきま
す国家地方警察の発動の範囲を
拡張いたしましたり、あるいは
また国家地方警察が応援をいた
したときの費用を、国庫の負担に
するといふような措置を講じた
わけであります。かような措置を
講じますと同時に、警察の経済性、
能率性、これらの点から考へま
して、任民諸君が独立警察を持
つよりも、むしろ国家地方警察の
管轄に入つた方がよいではないか、
こういう気持のありまする場合に
は、例外的な措置をいたしまして、
その意思を生かして行く、こう
いうことのためにこの廃止の処置を
認める、こういう趣旨でございます。

○上村委員 総裁の答弁、なか／＼う
まいことをおつしやつております
けれども、第二十条の二のつまり地
方警察の優先権を認め、しかして
三十三条においては警察に隊長を
置く、こういうような優先権を地
方警察に認め、そして今度は、そ
の反面に農村の大半を占める小
さな村の自治警察をなくするとい
ふことは、何といつてもこれは警
察の官制化であり、警察国家の萌
芽であると言わなければならぬと思
つておられます。しかもわれ／＼が
一言申しておかなければならぬ
のは、治安維持といふことをい
つても政府は思想的にのみ重きを
置いて、そして彈圧的な文句で規
定されるのであります。警察の任
務は、むしろその思想上の取締り
も必要でありましよう。思想の違
う政權と何によつては違ふのであ
りましようが、人民の要求して
いる治安の維持といふものは、決
してそやういふものばかりでは
ない。やはり殺人あり、強盗
あり、強姦あり、あらゆる財産
的ある不完全、不公平、こ
ういふところからできておるの
でございませう。それらのこと
について一向この警察法の改正
が触れていない。むしろ警察の
民主化、警察の民衆化に對して
逆行的な傾向を持つておるよう
に私どもは思つております。自
治体警察がある以上は、やはりこ
れを生かして、そして何と言つ
ても自治体警察が国家地方警察
よりも、より民主的なんです。そ
ういふものを助長するといふこと
でなければ、警察が自然に警察
國家の保護になり、官僚のもの
になり、憲法の認めたとこ
ろの基本的人權の尊重に對して
威圧を加えて行くことにならな
いと思つております。この点論
論であります。この点論論であ
りますから、お答えをいたした
く必要はありませうが、附則に
おいて一言御質問しておきたい
のであります。町村の自治警察
を廃止したときになると、そのま
ま五千人以下の日本の町村の自
治警察といふものがなくなつて
しまふのでございませう。その
うものは一時影を隠すといふこ
とにならぬのでございませうか。
この一番しい附則の8のところ「予
算の定める範囲内において、国
家地方警察の職員として置くこ
とができるものとし、この場合
における職員の定員は、政令で
定める。」この点はどうでし
ょう、その暫定的な措置は。

○大橋國務大臣 お答えを申し上げ
ます。まず最初に申し上げたいと
存じますのは、この法案はこれ
によつて政府が町村の自治警察
を廃止しようといふものではない
といふことでありませう。すな
わち政府といたしましては、こ
の法律案の改正によりまして
廃止できるという道を開くだけ
でありまして、廃止することとは、
これは当該町村におきまして
主任の意思によつて廃止され
るのであります。決して政府の
意思によつて廃止したり、維持
したりするといふ趣旨ではあり
ませぬ。政府はただ住民の意
思を尊重して廃止するための道
を開いて行くだけでありませ
う。それから次に警察法のこの
改正といふものが、一般の強盗、
殺人等の普通の犯罪に關係なく、
政治的な考えを念頭において立
案されておりました。か、こ
ういふ御質問がございませ
うが、しかしこれもまづたくさ
うなものでないでございませ
う。法律におきましては、国家
地方警察が応援をする、この
費用を国庫の負担にする、こ
ういふ場合において、この強盗、
殺人といふような犯罪につき
ましても、やはり応援を要する
場合がある。その場合の応援の
費用は国庫が負担をするとい
う意味である。また自治体警
察の管轄区域に国家地方警察
が発動する場合におきましても、
特別な強盗、殺人等の事件で
も、それが解決のためにはどう
しても裝備あるいは施設を持
つておる、また特別な技術、
經驗を持つておる国家地方警
察でやらなければならぬとい
うようなことが認められます
場合においては、その殺人なり
強盗なりの事件の解決のために、
都道

府県知事のかような要求が提起
されることを一向避けておら
ないものであります。この点の
御批判は当然ないと存じます
のであります。それから自治体
警察の廃止の道を開く、このこ
とは結局民主的なる自治体警
察のかわりに、官僚的な国家
地方警察が幅をきかすことにな
るのであります。か、こ
ういふ御意見もございませ
うが、この点も当然ないので
ございませう。今日警察法
のもとにおいて運営されて
おりますすべての警察とい
ふものは、すでに民主化せ
られておるのであります。決
して自治体警察だけが民主
的な警察であつて、国家地方
警察が民主的な警察ではない
といふような考へがござい
ませぬ。これは誤りでござい
ませう。正されることを希望
するのであります。すなわち
今日国家地方警察につきま
しては、民主的な都道府県の
公安委員会の完全な運営、
管理のもとにあるわけであ
りませう。その活動を統制す
るような中央集権的な色彩は
一切払拭してあるのであり
まして、国家地方警察もまた
きわめて民主的な警察であ
ります。自治体警察と何らか
のわりのないところであり
ませぬ。それから最後に御
質問になりました、自治体警
察の廃止が行われた場合に
おいては、当然これは廃止の
とき間髪を入れずして、
国家地方警察がその警察の
責任を引受けるといふふう
になるわけでありませう。そ
れを予想いたしまして規定を
いたしてございませう。その
間自治体警察は責任を負わ
ない、そういう区域が一瞬

間でもできるというようなことは、この間において予想いたしておらないのであります。

○前尾委員長 梨木作次郎君。

○梨木委員 この国家地方警察の定員を五千人ふやすという点であります。今上村委員からもお尋ねがあつたこととありますが、現在警察大学と、その他の警察学校で教育を受けておる人数はどのくらいでありますか。

○藤原(昇)政府委員 警察大学と管区学校両方合せて、今日の数は約四千人でございます。これは時によりましてかわります。多いときには五千人を上まわる場合もありますし、今日の実数は四千人と若干になつておるのであります。

○梨木委員 われ／＼が経験いたしましたところでは、警察学校へ入つておる場合は、先ほど法務省の説明では、職場をそのままにして教育を受けておるのだというを言われましたが、私どもいろいろ刑事事犯などで、証人として警察官を調べます。その場合大体大きな動員のかつた場合は、警察学校の生徒が動員されておるのであります。そうすると、今あなたはどこにおるのですかと聞きますと、警察学校の生徒であります。で、部署はありませんといふぐあいに答えておるのであります。私はこれらの事実から見ますと、警察学校へ行つておるときは、職場には——職場と言つては語弊がありますが、警察官署の所屬を抜いて行つておるのではないかと想像しておるのであります。この点はいかかと思ひます。

○藤原(昇)政府委員 多くの場合には職場をそのままにして行つております。たとえば大学に入つておりまする警察官は、何課勤務という勤務をそのまま、あるいは何係長そのままという場合が多いのであります。しかし管区学校におります巡査、巡査部長という者になりますと、あるいは職場の所屬がなくなつて行く場合もありましようが、しかしこれは稀有の例であります。今梨木委員のおつしやい、ますのは、おそろく府県の警察学校に初任教養として入つておる者、まだ一人前の警察官として教養の終らない者、従つて部署の定まつていない者をおさしになつてのことであらうと思ひます。

○梨木委員 県の学校に入つておる。その前の教育を受けている、この分も今御説明になつた四千人、この中に入つておるのですか、入つておらないのですか。

○藤原(昇)政府委員 それは含んでおりません。これは警察大学と管区学校だけであります。

○梨木委員 とところで實際はこういう県の学校におる者も、いろいろな動員のときには使われておるのであります。ということは、実質的に警察官としての仕事をしておるような結果になると思ふのであります。一体警察学校で例の一人前の警察官になるための見習いの教育を受けている警察官というものは、全国でどれくらいおられますか、おわかりになつたら聞かせてもらいたい。

○藤原(昇)政府委員 これも時によつてかわりますが、全国といつたしまして大体千人から二千人前後の様子でございます。これは自治体警察も合せてでございます。

○梨木委員 この見習いの警察官をいろいろの大衆的な動員に使うということ、このことから非常な人権の蹂躪の弊害が起つておる事情をわれ／＼は見えております。一体こういうことはよくないことだと思ふのであります。どういふぐあいに考えますか。

○藤原(昇)政府委員 なるべくこれは避けたいのであります。が、實際必要な場合にはやむを得ないと考えております。そしてこの場合は警察官としての調書をつくる。そういつた職務の権限はできないのであります。が、応援程度の普通の警察官として使うのにさしつかえない程度の教養を満した後にございましては、そういう場合に使うのもやむを得ないと思ひます。

○梨木委員 先ほどの説明だと警察大学や警察学校に入つておる者は今まで大体四千人ないし五千におつた、だから実質的にはふえなような印象を受ける説明に聞きつたのであります。が、しかし一面これは運営のやり方によりましては、今度は五千人、警察学校におる者は除外するということによつて、実質的に三万五千人になりまして、そのほかにまた今度は警察学校に四千人か五千人入れることができる。実質的には四万人に増加することになりはしませんか。

○大橋國務大臣 これは梨木君の数字がちよつとおかしいのであります。現在定員三万人でございます。そのうち五千人だけは学校にいる場合が多い。従つて實際の警察として働いておりまする者は、学校におる者以外の二万五千でございます。これだけでは足りないので、警察学校にいる者以外に実

際働く者を三万にしよう、こういうのでございましてからして、従来の三万、そのほかに学校に行つておる間だけは五千人以内を定員外とする。最大限度両方の合計が三万五千、これ以上には一人も増加することを許されないのであります。

○梨木委員 とところが實際はこういうことになつておるのではありませんか。従来はこれは警察学校に四千人ないし五千人おる。これは警察学校におるのだから、定員外だといつて、実数は三万人使つておつて、そのほかに四、五千人の警察学校や大学の生徒さんがおつた、こういうことになつておるのではありませんか。

○大橋國務大臣 今までは定員内の者でなければ警察学校に行かれないのであります。警察学校に行つておる者は定員外というものは、今度法の改正でそういうことにしようといふので、今までは定員の三万人を一人でも越える者は警察にはいない、こういうことではあります。今度は学校に行つておる五千人以内を定員外にするから、三万五千までふやすことができる、こういう趣旨でございます。純粹の増加は五千でございます。そうしてまた増加した後の最大の数は三万五千でございます。

○梨木委員 その定員の問題と関連いたしまして伺ひたいのであります。六十七条の三で自治体警察が国警に委譲しまして、そうしてこれは定員外になるということになつて来まして、これを維持できるという趣旨に私は理解したのであります。が、具体的に伺ひますと、自治警が廃止になりまして、国警の方に委譲に

なる、それが一万でも二万でも出て来ます。そうなつて来ますと、九万五千の自治警の定員というものがあつたわけでありまして、かりに一万人が国警へ移つたとして、八万五千人になります。しかし自治警は依然として九万五千までふやすことができるのだから、こういう形で實際は国警、自治警を合計いたしますと、定員をふやすことがこの通路を通じてできることになりはしませんか。その点はどうか。

○大橋國務大臣 今回の改正案におきましては、自治警の定員の九万五千というわくを定めることになりまして、自治警はその自治警の定員を自主的にやれることができるということにいたしました。そこで九万五千というわくは全然ないわけでございます。従つて従来十二万五千といふものもなくなつたわけでございます。全国的警察官の定員が幾らあるかという場合同じく、三万の国家地方警察、そうしてそのほかに五千人以内の学校に在学中のもの、三万五千は固有の国家地方警察の定員であります。そのほかに町村の警察が廃止された場合においては、町村警察の廃止の日の現在定員といふもの、そのものがそつくり国家地方警察の定員として附加されることになつておるのであります。現状について申し上げますと、現在九万五千といふわくの範囲内におきまして、町村の定員といふものが一万九千に相なつております。従つてこの全員が切りかえられる。全部の町村警察が廃止されれば、一万九千だけは三万五千のほかに、この六十七条の三によつて、国家

なる、それが一万でも二万でも出て来ます。そうなつて来ますと、九万五千の自治警の定員というものがあつたわけでありまして、かりに一万人が国警へ移つたとして、八万五千人になります。しかし自治警は依然として九万五千までふやすことができるのだから、こういう形で實際は国警、自治警を合計いたしますと、定員をふやすことがこの通路を通じてできることになりはしませんか。その点はどうか。

○大橋國務大臣 今回の改正案におきましては、自治警の定員の九万五千というわくを定めることになりまして、自治警はその自治警の定員を自主的にやれることができるということにいたしました。そこで九万五千というわくは全然ないわけでございます。従つて従来十二万五千といふものもなくなつたわけでございます。全国的警察官の定員が幾らあるかという場合同じく、三万の国家地方警察、そうしてそのほかに五千人以内の学校に在学中のもの、三万五千は固有の国家地方警察の定員であります。そのほかに町村の警察が廃止された場合においては、町村警察の廃止の日の現在定員といふもの、そのものがそつくり国家地方警察の定員として附加されることになつておるのであります。現状について申し上げますと、現在九万五千といふわくの範囲内におきまして、町村の定員といふものが一万九千に相なつております。従つてこの全員が切りかえられる。全部の町村警察が廃止されれば、一万九千だけは三万五千のほかに、この六十七条の三によつて、国家

なる、それが一万でも二万でも出て来ます。そうなつて来ますと、九万五千の自治警の定員というものがあつたわけでありまして、かりに一万人が国警へ移つたとして、八万五千人になります。しかし自治警は依然として九万五千までふやすことができるのだから、こういう形で實際は国警、自治警を合計いたしますと、定員をふやすことがこの通路を通じてできることになりはしませんか。その点はどうか。

○大橋國務大臣 今回の改正案におきましては、自治警の定員の九万五千というわくを定めることになりまして、自治警はその自治警の定員を自主的にやれることができるということにいたしました。そこで九万五千というわくは全然ないわけでございます。従つて従来十二万五千といふものもなくなつたわけでございます。全国的警察官の定員が幾らあるかという場合同じく、三万の国家地方警察、そうしてそのほかに五千人以内の学校に在学中のもの、三万五千は固有の国家地方警察の定員であります。そのほかに町村の警察が廃止された場合においては、町村警察の廃止の日の現在定員といふもの、そのものがそつくり国家地方警察の定員として附加されることになつておるのであります。現状について申し上げますと、現在九万五千といふわくの範囲内におきまして、町村の定員といふものが一万九千に相なつております。従つてこの全員が切りかえられる。全部の町村警察が廃止されれば、一万九千だけは三万五千のほかに、この六十七条の三によつて、国家

なる、それが一万でも二万でも出て来ます。そうなつて来ますと、九万五千の自治警の定員というものがあつたわけでありまして、かりに一万人が国警へ移つたとして、八万五千人になります。しかし自治警は依然として九万五千までふやすことができるのだから、こういう形で實際は国警、自治警を合計いたしますと、定員をふやすことがこの通路を通じてできることになりはしませんか。その点はどうか。

地方警察の定員に附加されることに相なるのであります。そこでそれでは残つた自治警察の定員はどうなるか、これは現在九万五千というわくがございすから、九万五千から一万九千をつくりそのまま国家警察に移つた場合におきましては、それを差引きましたところの七万六千、これが自治警察の定員として残るわけでありすが、しかしこの七万六千というわくは、今回の警察法の改正によりまして、自主的にきめればよろしいということになりすから、それが七万六千のままであるか、あるいはこれが減少するか、あるいは増加するか、それは將來自治体において決定するところでありすから、わかりません。しかし国家地方警察に関する限りは、ただいま申し上げました通り、三万五千のほかに廃止の日におきます自治警察の実際の員数だけが附加される、こういうわけになるのであります。

○梨木委員 今ちよつと一万九千人とおつしやいましたが、そうすると、これは大体今のところ廃止を予想される自治警察の数が一万九千人くらい、こういうことではあります。

○大橋國務大臣 これは法律上廃止を認められておる自治体に属する定員が一萬九千、すなわち御承知のように、自治体には、市の自治警察と町村の自治警察があります。全国の町村の自治警察の定員を合計しますと、現在の数として約一萬九千であります。しかしこの全部が廃止されるというとは考えられません。このうちどの程度が廃止されるかは、実際やつてみるとわからないので、全部廃止されたとしても一萬九千にしかならない、こ

ういうことを申し上げた次第であります。○梨木委員 その点について伺いたいのであります。大体どれくらい自治警察が廃止されるであろうという見通しをお持ちですか、伺いたいです。

○大橋國務大臣 これは今のところやつてみないと何ともわかりませんが、見通しはつけておりません。

○梨木委員 ちよつと私うつかりしておるのでありますが、この九万五千の自治警察の定員のわくが今度はずされるところというのはどの条文でありますか。

○齋藤(昇)政府委員 四十六条でございます。

○梨木委員 そうすると今度の改正によつて、警察は国警と自治警と加えること、まあわくがはずされて、幾らでもふやすことができるというふうなことに理論上はなるわけでありすね。

○大橋國務大臣 法律上は、国警についてだけわくがあつて、自治警のわくがなくつた、こういうことになりす。

○梨木委員 先ほど上村委員からの質問の中で、政府は自治警を廃止する考えて今度の改正をやつたものではな、こつしやいしました。なるほど法務総裁や警察を所管しておる役所ではそういう考えを持つておられるかもしれませんが、政府全体の政策から見ると、地方財政を非常に窮乏に陥れさせようとする政策を、地方におきましては自治警を非常に希望しておるのであります。それは、地方の実情を最もよくつかんでおるのは自治警察であり

ますから。ところが地方の財政を非常に圧迫するような政策の結果として、これは維持できなくなる、これはたまらないというので、廃止をしなければいけません。政府全体の政策から見ると、一方におきましては政策的に地方財政を圧迫するような政策をとつておつて、そして片一方におきましてこつしや警察法の改正をやれば、それに乘つて行くのは当然であります。政府全体の政策の面から来ておると私たちは考えるのであります。その点法務総裁はどうお考えになりますか。

○大橋國務大臣 政府全体の政策といつたしましては、地方財政についてできるだけ十分な援助を与えたい、そつしやうふうな線をやつておりますから、お話のような考えは毛頭ございませぬ。

○梨木委員 第二十条の二の点をもう少し聞きたいのであります。警察法の六十二条の国家非常事態の特別措置に関する規定の中では、「国家非常事態に際して、治安の維持のため特に必要がある」と認めるときは、内閣総理大臣は、国家公安委員会の勧告に基づき、全部又は一部の区域について国家非常事態の布告を發することができると、こつしやいことになつておりました。単に総理大臣だけの意思にまかせないために、国家公安委員会の勧告という一つのわくが入つておるのであります。ところが二十条の二を見ますと、「治安維持上重大な事案につきやむを得ない」といふような規定のしかたをしておるのであります。六十二条とのつり合ひの上から申しましても、單に都道府県知事の認定のみにまかせるので

はなくして、少くとも都道府県公安委員会の勧告というふうなものを介入させるというところが、都道府県知事の専断をある程度制限することに役立つておつたかと思つておられますが、どうしてこつしやいような考慮を払われなかつたか。六十二条はれつととしてこつしやうぐあいに規定しておるのであります。が、なぜこの場合こつしやいような規定をされたかといふことについて説明を願ひたい。

○大橋國務大臣 まことにこつしやいこともおつしやいことを考へたこともあつたわけでありす。ただ御承知のように、国家地方警察と自治警察について、特にこの改正の問題を契機といたしまして、意見の対立というふうなことが伝えられておつた際におきまして、国家地方警察が自治警察の区域において活動をいたすということとは、見方によつては、国家地方警察が自治警察のなわ張りになつて立ち入つて、なわ張りを拵けて行くのではないかとこつしやいふ感じがしないでもない。こつしやいふ際におきまして、国家地方警察の運営、管理をやること、都道府県の公安委員会の意見——むろんこれはこの問題について最高の情報であるかと思ひますが、しかしこれを法律上はつきりやるというこつしやい、いかにも国家地方警察がかつて気ままに知事に勧告を出し、自分の発意で自分のなわ張りを拵けて行くのではないかと、こつしやい感じを伝えるおそれがございすので、これらの点を考えまして、知事が厳正公平に、真に治安というものの立場から処理する、こつしやいところをはつきりする意味におい

て、かえつて都道府県公安委員会の勧告というふうなことを法律上の要件としない方が、この際においては適當ではないかと考えた次第であります。

○梨木委員 それではさらにその点について伺ひますが、六十二条に書いてある「治安の維持のため特に必要がある」と認めるとき」といふのと、二十条の二の「治安維持上重大な事案につきやむを得ない事由があると認めるとき」といふのは、どういふぐあいに違つておられますか。

○大橋國務大臣 この六十二条は、国内におきまするあるいは国内の一区域におきまする警察全体を、一つの指揮系統に置く、こつしやい治安維持のための必要といふわけでありまして、今回の二十条の二はこつしやい大がかりなものではなく、ある事案が発生した際におつて、これを解決しないと一地方の治安に重大な關係がある。その場合においてある特定の事案の処理だけに限つて国家地方警察の活動を認める、こつしやい趣旨でございます。従ひまして、文字は同じ文字を使つてございまして、文字は同じ文字を使つてございまして、この二つの治安維持のためといふ言葉の意味は違つておる、こつしやいおつしやい。

○梨木委員 六十二条によりますと、これは全国だけではなく、一部の区域についても国家非常事態の布告を發することができるといふことになつておるのであります。こつしやい、この二十条の二も大體一部の区域だと思つておつしやい。従つてこれは少くとも非常事態宣言をするような、こつしやい事案が一区域において起つたといふことに該当するようないふことを予想しておるのかどう

はなくして、少くとも都道府県公安委員会の勧告というふうなものを介入させるというところが、都道府県知事の専断をある程度制限することに役立つておつたかと思つておられますが、どうしてこつしやいような考慮を払われなかつたか。六十二条はれつととしてこつしやうぐあいに規定しておるのであります。が、なぜこの場合こつしやいような規定をされたかといふことについて説明を願ひたい。

○大橋國務大臣 まことにこつしやいこともおつしやいことを考へたこともあつたわけでありす。ただ御承知のように、国家地方警察と自治警察について、特にこの改正の問題を契機といたしまして、意見の対立というふうなことが伝えられておつた際におきまして、国家地方警察が自治警察の区域において活動をいたすということとは、見方によつては、国家地方警察が自治警察のなわ張りになつて立ち入つて、なわ張りを拵けて行くのではないかとこつしやいふ感じがしないでもない。こつしやいふ際におきまして、国家地方警察の運営、管理をやること、都道府県の公安委員会の意見——むろんこれはこの問題について最高の情報であるかと思ひますが、しかしこれを法律上はつきりやるというこつしやい、いかにも国家地方警察がかつて気ままに知事に勧告を出し、自分の発意で自分のなわ張りを拵けて行くのではないかと、こつしやい感じを伝えるおそれがございすので、これらの点を考えまして、知事が厳正公平に、真に治安というものの立場から処理する、こつしやいところをはつきりする意味におい

はなくして、少くとも都道府県公安委員会の勧告というふうなものを介入させるというところが、都道府県知事の専断をある程度制限することに役立つておつたかと思つておられますが、どうしてこつしやいような考慮を払われなかつたか。六十二条はれつととしてこつしやうぐあいに規定しておるのであります。が、なぜこの場合こつしやいような規定をされたかといふことについて説明を願ひたい。

○大橋國務大臣 まことにこつしやいこともおつしやいことを考へたこともあつたわけでありす。ただ御承知のように、国家地方警察と自治警察について、特にこの改正の問題を契機といたしまして、意見の対立というふうなことが伝えられておつた際におきまして、国家地方警察が自治警察の区域において活動をいたすということとは、見方によつては、国家地方警察が自治警察のなわ張りになつて立ち入つて、なわ張りを拵けて行くのではないかとこつしやいふ感じがしないでもない。こつしやいふ際におきまして、国家地方警察の運営、管理をやること、都道府県の公安委員会の意見——むろんこれはこの問題について最高の情報であるかと思ひますが、しかしこれを法律上はつきりやるというこつしやい、いかにも国家地方警察がかつて気ままに知事に勧告を出し、自分の発意で自分のなわ張りを拵けて行くのではないかと、こつしやい感じを伝えるおそれがございすので、これらの点を考えまして、知事が厳正公平に、真に治安というものの立場から処理する、こつしやいところをはつきりする意味におい

はなくして、少くとも都道府県公安委員会の勧告というふうなものを介入させるというところが、都道府県知事の専断をある程度制限することに役立つておつたかと思つておられますが、どうしてこつしやいような考慮を払われなかつたか。六十二条はれつととしてこつしやうぐあいに規定しておるのであります。が、なぜこの場合こつしやいような規定をされたかといふことについて説明を願ひたい。

か、もしくはこれとは少し違ふのかどうか、そのところを伺いたいと思ひます。

○大橋國務大臣 二十条の二におきましては、非常事態宣言のようなことを予想したわけではございません。これはまつたく特定の事案の処理についての必要というだけのことです。

○梨木委員 国家地方警察が自治警の区域内で職務を執行する、また自治警が国警の要請に基いて職務を執行するというような場合において、その間にこれらの警察官が行つた不法行為、それに基く国家賠償という問題が起つて来るわけなではありません。この場合、国警の要請に基いた場合におきまして、自治警のそれに要した費用は国家が負担すると言つておられますが、その場合の自治警が行つた不法行為について国家賠償は、これはどこへ請求すればよろしいのですか。

○藤原(昇)政府委員 その場合は国でございます。

○梨木委員 ところでわれ／＼が始終問題なんでありますが、関連しますからこの際何つておきたいのですが、いろいろな人権を侵害される場合、あなたはこの警察で何という名前ですかと聞いても言わないのであります。これは国家地方警察基本規定によりまして、だからからでも聞かれた場合には、必ずその所属官署並びに氏名を答えなければならぬという事になつておるのに、これが勵行されておらないのであります。この点についてどういふような監督をされておるか。

○藤原(昇)政府委員 警察官が職務を執行いたします際には氏名、その所属

を明らかにすべきものと存じます。

○梨木委員 この点については、洋服の前のところに所属官署と名前を書くようなことをやつてもらわなさい、聞いてもなか／＼言つてくれないのであります。そういうお考えはないのかどうか聞いておきたいと思ひます。

○藤原(昇)政府委員 現在のところそういう考えは持つておりません。

○梨木委員 十五条の二で、今度またいろ／＼新しく階級をふやして来て、次長、警視長、警視正というふうにくさんこしらえて来るのですか。これは新しい警察予備隊に類似するような階級制を、さらに嚴格に取入れて来たような感じ、何か軍隊的な感じを受けるのであります。こういうふうな、特別に階級をふやして来た理由をお伺ひいたします。

○藤原(昇)政府委員 これは新たにふやすのではございませんで、実は今の警察法には警察官の階級は、府県の国家地方警察の警察官についてだけ規定をいたしておられます。従いまして管区本部の警察官の階級は規定をいたしておらないのであります。教養その他の規定も書いてない。これが不備でありましたので、国家警察全体として一本にまとめ上げた。そのために上の方に實際階級があるのをこの法律の中へ入れて規定をいたしたい、こういう考えであります。

○梨木委員 警視長とか警視正というものは今でもあるのであります。○藤原(昇)政府委員 これは公安委員会の規定であるわけでありまして、それは管区本部に在勤しておる者の中にはそういう者がいるわけでありまして、

○梨木委員 二十一条の点を伺いたいのではありませんか、ここに「旧職業陸海軍軍人」と書いてあります。この旧職業陸海軍軍人という意味はどういう意味でありますか。

○藤原(昇)政府委員 追放令に該当したております。陸海軍軍人、それから現役の下士官、これはその中に入るといふふうな解釈をいたしております。

○梨木委員 今度追放令が解除になつたら、どういふふうな解釈をいたしたいのですか。

○藤原(昇)政府委員 その解釈は、現在追放令にきめておられます。同じ解釈をとつて参るつもりでございます。追放令の規定を准用しておるわけではございませんので、あそこに掲げておるものをさういふ考え、さういふ解釈をするというわけでありまして、

○梨木委員 そしてさらに「職業的公務員」とあります。これもちよつと目新しい表現であります。これはどういふ意味でありますか。

○藤原(昇)政府委員 これは現行法にありますが、そのまゝでございます。名譽職でありますとか、職業としてやつていない者は入らないのであります。○梨木委員 常時勤務を要する云々とありますが、どういふことでありませ

して俸給、給料を受けて勤務をしていられる者であります。これは常時でありません。そういう状態の者があれば入ると考えます。しかしながら原則をいたしましては、さういふ者はほとんど常時勤務だと考えております。

○梨木委員 五十四条の二であります。これは「国家地方警察と市町村警察及び市町村警察は、相互に、犯罪に関する情報を交換するものとする。」とありますが、相互にさういふ義務を負担するといふ趣旨でありますか。

○藤原(昇)政府委員 さうでございます。

○梨木委員 この中では犯罪に関する情報だけで、警察の任務に属する公共の秩序の維持、生命及び財産の保護、さういふことについては情報の交換は義務的ではないといふ趣旨でありますか。

○藤原(昇)政府委員 ただいまあげられましたような事項も、やはり何らかの犯罪に關係をいたすと考えます。犯罪に全然關係のないものにつきましては、この中には入りません。しかしながら生命あるいは人の保護という意味で家出人を探してもらいたいという申出がある、さういふ事柄はちよつと實際上として連絡し合ふなければなりません。これは現実に行われておりますので、ここに法律で義務づけるものとして最小限度のものを規定いたしましたのであります。

○梨木委員 せつかくここでさういふ義務的なことを規定されるならば、もちろん警察の任務としては犯罪の捜査あるいは偵査といふことが任務の重要なものになります。しかしなが

らこの警察法第二条におきましても、第一番目と第二番目に、公共の秩序の維持、生命及び財産の保護ということが書かれておる。これが警察の最も重要な任務であるといふような観点から、さういふふうな書かれたと思ひます。ところがあなたの説明だと、犯罪に関することは大きく解釈すれば、もちろん公共の秩序の維持とか生命及び財産の保護といふことに関連があるとおつしやいます。さういふ考え方の中に、警察といふものは単に犯罪の捜査だけで、人民の生命、財産の保護だとか公共の秩序の維持といふことについて、どうもおろそかに考えておる、さういふ思想の現われがさういふ規定の仕方になつて来ているのではないかと申うのであります。せつかくさういふことならば、はつきりさう規定されたらいかですか。

○藤原(昇)政府委員 さういふ情報といふものをとりまします際には、誤解のないように、できるだけ狭くしておくとおつしやいます。さういふ趣旨ではないかと考えておられます。あまり広いおそれがあると思つておられます。

○梨木委員 六十七条の二のところ、先ほど綴治委員から質問のあつたところでありまして、市町村に不必要な財産を無償で国に譲渡するといふ点であります。さういふ規定は憲法に違反しませんが、私有財産の侵害になりはしませんか。この点はいかがですか。

○藤原(昇)政府委員 現行法の中にも、また警察財産のさういつた転移の場合の特別な法律ができておるから、その中にあります通り規定をいた

しておるのであります。

○梨木委員 これについて不服な場合はどういふ救済の方法を考えておられますか。

○齋藤(昇)政府委員 総理大臣に申し立てまして、そこで解決をするということにいたしました。

○梨木委員 この五千人の定員の増加、これによりまして予算はどれくらいふえる予定でありますか。

○齋藤(昇)政府委員 これは平年度におきましては約十億ばかりでございます。

○梨木委員 私の計算では、十七億ぐらいの計算に、この与えられた資料から見ましても、なるのですが、それくらいでいいわけですか。

○齋藤(昇)政府委員 その資料の方からありますかわかりませんが、大体給与とそれから旅費及び最小限度警察官の働きの必要な諸費、被服費というようなものは考えております。この警察の現在の総予算を、警察官の数で割りました数字の割合にはふえないと思ひます。

○梨木委員 今警察官に対しまして、ピストルを持たしてありますが、あれほどの程度に操作についての訓練をしておるのでありますか。今非常にあれから受ける災害がふえておるのであります。それらの操作上のいろいろな監督、注意、訓練、それをちよつと伺いたい。

○齋藤(昇)政府委員 警察官のピストルの使用につきましては、非常に慎重を期して、万全の処置を講じておるのであります。訓練につきましても、私にはつきり数字は覚えておりませんが、三十時間くらいは初歩の訓練とし

て訓練をいたしております。それを受けない者は事実上拳銃を発射させないようにならしておる次第であります。

○前属委員長 それではほかに質疑もないようでありますから、地方行政委員会、法務委員会連合審査会を一応終了したいと思います。はなはだ不なれで皆さんに御迷惑をかけたこととおわびを申し上げまして、これもつて散会いたします。

午後一時二十七分散会